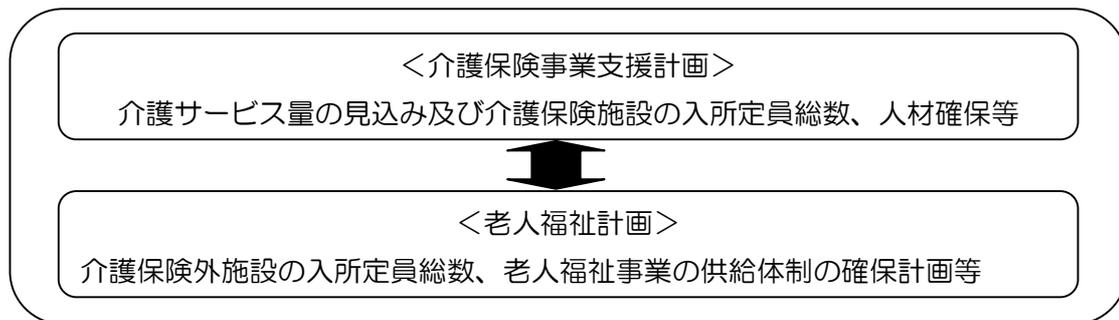


第6期高齢者計画の法的位置付け

1 老人福祉計画及び介護保険事業支援計画

都道府県は、老人福祉法に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保に関する「老人福祉計画」を、また、介護保険法に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する「介護保険事業支援計画」を定めることとされています。また、両計画は、一体のものとして策定しなければならないと定められています。

【老人福祉計画及び介護保険事業支援計画の関係】



2 市町村計画と大阪府計画

市町村計画は、介護サービスの種類ごとの量の見込み、地域密着型施設の必要入所定員総数の他、地域支援事業、認知症高齢者の支援、医療との連携等の高齢者介護・福祉サービスの目標や方針を定めるものです。

一方、大阪府計画は、市町村計画の数値を積み上げた全市町村の介護サービス量の見込み等をもとにして、広域的な観点から施設整備、人材の養成・確保等のサービスの円滑な提供を図るために必要な体制の整備について定めるものです。

大阪府では、介護保険法に基づき国から示された「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）などを踏まえ、市町村における第6期計画策定に際しての留意点をまとめた「第6期市町村高齢者計画策定指針（案）」を示し、市町村計画と府計画との整合を図ります。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律との関係

「基本指針」は、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき国が定める「総合確保方針」に即して定められます。

「基本指針」及び「総合確保方針」に基づき、第6期大阪府高齢者計画は、同法などに基づき府が策定する医療と介護の総合的な確保のための事業計画や医療計画と整合性を図っていきます。

